

2008年8月24日

平成20年度ハンセン病問題対策協議会で協議すべき事項

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

第1 謝罪・名誉回復について

- 1 今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 毎年6月に行われている「ハンセン病を正しく理解する週間」に代わるものとして、新たにハンセン病補償法施行の日（6月22日）に、慰霊と名誉回復のための各種施策を実施する日を設定されたい。
- 3 中学生パンフレットの改訂と利用状況、各地シンポジウムについての報告

第2 社会復帰・社会内生活支援

- 1 基本方針の確認
- 2 医療体制の整備・充実
 - (1) 基本法第12条1項及び厚生労働省設置法第16条6項に基づき、ハンセン病療養所において、退所者が保険診療適用のもと、退所者給与金の支給停止を伴うことなく入院治療を受けることができる制度を実施されたい。
 - (2) 基本法第16条に基づく充実したハンセン病及び関連疾病の治療を可能とする医療機関（国立ハンセン病療養所を含む）の設置と医療体制の充実
- 3 退所者給与金における物価スライド制の導入
ハンセン病療養所退所者給与金に関し、退所者の生活の安定のため、物価スライド制を導入されたい。
- 4 総合的な社会内生活支援体制の確立

第3 在園保障

- 1 基本方針の確認
- 2 定員削減について
中央省庁等改革基本法及び閣議決定等により、ハンセン病療養所の職員定員数は、年次計画によって削減され続けている。

厚生労働省は、基本法第11条に基づき、全療協が実施した実態調査を前提に、ハンセン病療養所における職員の定員削減を直ちに中止することを確約されたい。

3 医師の確保について

13の療養所の医師定員数は144名であり、形式的には4名の欠員とされているが、常勤医はその半数程度にとどまっており、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」にはほど遠い現状である。このような水準の医療を達成するためには、医師の確保の充足は不可欠であることから、昨年度の協議会において「引き続き、13療養所における医師の確保に努める」と確認したところである。

- (1) 厚生労働省は、この1年間の医師定員数確保の取組について報告した上、直ちに欠員を補充すること。
- (2) 基本法第11条に基づき、療養所の医師確保のあり方について、専門的、多面的に検討するために、厚生労働省内に、全療協、施設長協議会、国立病院機構等の代表者等によって構成される専門家会議を設置されたい。

第4 真相究明等

1 歴史的建物等の保存・復元について

- (1) ハンセン病政策の中でもとりわけ苛酷な歴史を持つ重監房については、栗生楽泉園内の同建物跡地を永久保存するとともに、同園内に、当時使用されていたままの姿で重監房の復元ないし再現を行うよう求める。
- (2) ハンセン病政策の歴史を伝える各施設内の建物・資料等については、国の責任において保存復元のために必要な措置を講じられたい。
- (3) 上記に関する立案については、統一交渉団との協議をふまえて、平成20年秋までに、当事者及び専門家等による調査検討の場を立ち上げられたい。

2 ロードマップ委員会（再発防止検討会）について

3 国立ハンセン病資料館の充実と運営について

第5 将来構想について

- 1 基本法第12条1項の規定によって、奄美和光園を地域住民が入院医療機関として利用できるよう直ちに着手されたい。
- 2 基本法第12条1項の規定によって、国立ハンセン病療養所に誘致・併設することが可能な国立施設等を検討するための作業部会を新たに設置されたい。

以上